

けやき台さくら保育園 規則

(名称)

第1条 本園はけやき台さくら保育園と称する。

(所在地)

第2条 本園の設置場所は、立川市若葉町1丁目13番地2号に置く

(目的)

第3条 本園は児童福祉法に基づき、乳児及び幼児の保育事業を行う事をもって目的とする

(平等の原則)

第4条 本園は園児またはその保護者の国籍、信条、社会身分または入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取り扱いをしないものとする。

(入所定員)

第5条 本園の定員は132名とし、その内訳は次の通りとする。

- ① 2歳未満児 29名
- ② 2歳以上児 103名

年齢	定員	年齢	定員
0歳児	9名	3歳児	25名
1歳児	20名	4歳	54名
2歳児	24名	以上児	

(入所資格)

第6条 本園の入所資格は児童福祉法第24条の規定により、市長より入園決定を受けたものであるとする。ただし、定員に余裕がある場合は私的契約児を入園させることができる。

(費用)

第7条 保育料は入園決定児童について市町村長の定めた額にする。私的契約児については入園決定児童に支払われる入園決定費相当額とする。

(保育時間)

第8条 保育時間(11時間開所)は午前7:00～午後6時までとする。

ただし11時間開所保育以外による時間延長保育がある。

① 延長保育 午後6:00～7:00

尚、上記以外でも保護者に特例の事情がある場合園長は時間延長を認めることもある。

(登降園)

第9条 登降園については、原則として保護者が付き添うものとする。

(保育内容)

第10条 保育内容については新保育指針に基づいて、児童の年齢及び発達に応じて保育計画を立てる。

(日課及び年間計画)

第11条 日課及び年間計画については別表によるものとする。

(休日)

第12条 本園の休日は次の通りとする。

①日曜日及び祝日

②12月29日～1月3日

(欠席)

第13条 園児が欠席するときは必ず園長に連絡すること。引き続き2日以上欠席するときは、口頭または文書で園長に届け出ること

(休園)

第14条 園児または園児の同居家族に伝染病等の発生により、他の園児に感染する恐れがあると園長が認めるときは休園を命じる。

(家庭連絡)

第15条 園は常に保護者と密接な連絡を保ち、園児の保育方針成長発達に伴う栄養状況等及び園の運営について、保護者の協力を得るものとする。

(退園理由)

第16条 次のことに該当したときは退園させることができる。

① 児童福祉法24条による入園(保育の実施)理由が解消したとき。

② その他、市長と協議の上、適当と認められたとき。

附則 この規定は、平成8年4月1日より実施する。

この規則は、平成29年4月1日付けで一部改定する。